

Ⓑ

8

## 小論文

時間 120分

————— 注 意 事 項 —————

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. この問題冊子は7ページである。印刷不鮮明の箇所などがある場合には、監督者に申し出ること。
3. 解答用紙の指定欄に必ず受験番号を記入すること。
4. 解答はすべて別紙の解答用紙に横書きで記入すること。
5. 解答用紙の評点欄には何も記入しないこと。
6. 解答用紙は持ち帰らないこと。

〈資料〉は、三木那由他『言葉の道具箱』（講談社、2024年）所収の「自分自身を語るために」というエッセイである。資料を読んで下記の設問に答えなさい。

(1) 一人称権威が下線部①「独特な信頼性」を帯びるのはなぜか、また、それが日常生活にどのような役割を果たしているか、筆者の見解を要約しなさい。

（1行20字詰め、10行以内）

(2) 下線部②「一人称権威は決してあらゆる場面で等しく認められているわけではない」として挙げられている諸事例を参考に、その原因について筆者が考えていることを要約しなさい。

（1行20字詰め、15行以内）

(3) 下線部③「私たちはきっと目の前の相手に一人称権威を認めるべく努力すべきなのだ」と、筆者がなぜ主張しているのかを説明し、一人称権威が認められない場合の具体例を提示しながら、その例に基づいて、筆者の主張に対するあなたの考えを述べなさい。

（1行20字詰め、30行以内）

（注意）

解答にあたっては、解答用紙の1マスに1字を使い、句読点、引用符、括弧などはいずれも1字として扱うこと。ただし、算用数字およびアルファベットは1マス2字とする。書き出しおよび行を改めたときには、1マス空けること。

<資料>

三木那由他『言葉の工具箱』（講談社、2024年）

この部分に記載されている文章については、著作権法上の問題からお見せすることができませんのでご了承ください。

この部分に記載されている文章については、著作権法上の問題からお見せすることができませんのでご了承願います。

この部分に記載されている文章については、著作権法上の問題からお見せすることができませんのでご了承願います。

この部分に記載されている文章については、著作権法上の問題からお見せすることができませんのでご了承ください。

この部分に記載されている文章については、著作権法上の問題からお見せすることができませんのでご了承願います。

この部分に記載されている文章については、著作権法上の問題からお見せすることができませんのでご了承願います。

(問題作成の都合上、出題者が、注を省略し、一部にルビを加えた。)

# 令和8年度入学試験 小論文「出題意図」

(入試情報公開用)

## 行政政策学類 一般選抜 前期日程

本問は、三木那由他『言葉の道具箱』（講談社、2024年）所収の「自分自身を語るために」というエッセイを資料として使い、読解力や要約力、論理的思考力や論述力を問うものである。

資料において筆者は、基本的な前提としてみなされている「一人称権威」が本当に広く受け入れられているのか、疑問を投げかける。昨今の入管をめぐる出来事、自身の経験、マイノリティ集団に対する態度などを取り上げながら、社会における生存に関わる切実な問題として、「一人称権威」が「なぜ常に成り立つわけでないのか？」そして「どうやって成り立たせていけばいいのか？」を問いかけている。

設問(1)は、資料の中の「一人称権威」とはどのようなもので、それが日常生活にどのような役割を果たしているかを説明させるもので、読解力および要約力をみるものである。

設問(2)は、資料で挙げられている「一人称権威」が成り立たない場合の事例やその原因を説明させるもので、読解力および要約力をみるものである。

設問(3)は、「一人称権威」の必要性について筆者の考えを要約したうえで、具体的な事例を挙げながら、筆者の主張に対して自身の考えを論じさせるもので、読解力と要約力、論理的思考力と論述力を総合的にみるものである。